

## 別表一及び別表一次葉の記載の仕方

- 1 この申告書は、内国法人が法人税及び地方法人税の確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- 3 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、仮決算による中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。
- 4 「この申告書による法人税額の計算」、「法人税額の計算」及び「この申告が修正申告である場合の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「税額控除超過額相当額等の加算額4」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、当該2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載します。
    - イ 別表六(二)付表六「7の計」の欄に金額の記載がある場合 当該金額
    - ロ 別表六(九)付表「37」若しくは「42」、別表六(十)付表「30」若しくは「35」又は別表六(十四)付表二「19」若しくは「24」の各欄に金額の記載がある場合 その記載された金額の合計額
    - ハ 当該事業年度において措置法第42条の14第1項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（震災特例法第17条の4の2第1項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。ハにおいて同じです。）の規定の適用がある場合 措置法第42条の14第1項の規定により法人税の額に加算される金額
    - ニ 法第64条の10第5項（通算制度の取りやめ等）の規定により法第64条の9第1項（通算承認）の規定による承認が効力を失う日（二において「失効日」といいます。）の前日（当該前日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該失効日）の属する事業年度において措置法第42条の14第4項の規定の適用がある場合 同項の規定により法人税の額に加算される金額
    - ホ 別表六(三十一)「31」の欄に金額の記載がある場合 当該金額
  - (2) 「法人税額計9」の欄は、措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、当該使途秘匿金の支出の額の100分の40に相当する金額を「法人税額計9」の欄の上段に外書として記載します。この場合、「控除税額12」及び「差引所得に対する法人税額13」の各欄の記載に当たっては、「法人税額計9」の欄で外書きした金額を「9」に含めて計算します。
  - (3) 「所得税の額16」の欄の記載に当たっては、別表六(一)「6の③」の欄に内書きした金額がある場合には、当該金額を「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載します。
  - (4) 「所得税額等の還付金額21」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第78条（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額16」の金額、「控除しきれなかった金額20」の金額又は別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。
  - (5) 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」から「この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」まで、「還付金額56」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額57」の各欄の外書には、法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をした法人税

の額で還付されていないものがあるときに、その還付金の額を記載します。

(6) 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」及び「還付金額56」の各欄は、修正申告をする場合において、法第80条第10項の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載します。

(7) 「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額45」の欄は、次に掲げる法人が記載します。この場合において、「(4)の15%又は19%相当額48」の欄の記載に当たっては、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

イ 内国法人である普通法人（法第66条第2項又は第6項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受けるものに限り。））、公益法人等（次に掲げる法人のうち同条第2項の規定の適用を受けるものに限り。）及び人格のない社団等 措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合には「又は19%」を消し、その他の場合には「15%又は」を消します。

(イ) 法第66条第1項に規定する一般社団法人等

(ロ) 地方自治法第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第47条第2項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第66条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第133条第1項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第5条第1項（マンション建替事業の施行）に規定する

マンション建替組合、同法第116条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第164条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合

ロ 公益法人等（イ(イ)及びロに掲げる法人を除きます。））、協同組合等及び措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定の適用を受ける医療法人のうち、措置法第42条の3の2の規定の適用を受けるもの 「又は19%」を消します。

(8) 「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額45」の欄は、法第66条第6項に規定する中小通算法人に該当する内国法人（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り。）又は通算親法人である協同組合等のうち措置法第42条の3の2の規定の適用を受けるものにあつては「(1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額) 又は」を消し、その他の内国法人にあつては「又は(別表一付表「5」)」を消します。

(9) 「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額46」の欄は、措置法第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける協同組合等が記載します。

(10) 「(4)の19%又は23.2%相当額50」の欄は、公益法人等（(7)イ(イ)及びロに掲げる法人を除きます。））、協同組合等及び措置法第67条の2第1項の規定の適用を受ける医療法人にあつては「又は23.2%」を消し、その他の内国法人にあつては「19%又は」を消します。

5 「この申告書による地方法人税額の計算」、「地方法人税額の計算」、「この申告が修正申告である場合の計算」及び「地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「計43」の欄の外書には、法第80条第9項の還付請求書を提出する場合に、法第80条第1項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の

地方法人税法第23条第1項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）に規定する確定地方法人税額のうち、法第80条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含みま

す。）の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載します。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に地方法人税

法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載

します。

(2) 「欠損金の繰戻しによる還付金額60」の欄は、地方法人税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載します。